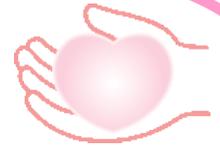




生活習慣病管理部たより



第37号：発行平成24年4月

暖かい春を迎え、外の気温もぐっと上昇してきましたね。新年度になり、気持ちも新たに健康管理していきましょう。そこで、今回は4月から新しく開始される「**糖尿病透析予防指導**」について紹介したいと思います。

○糖尿病透析予防指導が開始されるきっかけは？



現在、透析患者数が増加しており、その中でも糖尿病性腎症から透析導入となる患者数が最も多くなっています。そこで厚生労働省は、糖尿病患者様に対し、医師と看護師又は保健師、管理栄養士等によって透析予防のための正しい知識の提供や生活管理を行ない、糖尿病から透析導入を予防していくための指導を実施することを決定しました。それに伴い当院でも4月から実施することになりました。

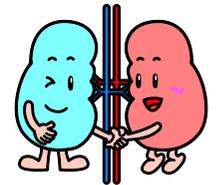
○どんな状態だと指導が必要なの？○



HbA1cが6.1%以上、又は内服薬やインスリン製剤を使用している外来糖尿病患者であって、糖尿病性腎症第2期以上から第4期の方(透析導入になっていない方)が対象となります。

○糖尿病透析指導の内容は？○

腎臓の働き、透析療法とは、腎症の病期や診断などに加え、透析や糖尿病合併症全般の予防のための食事療法や運動療法について個別指導します。さらに生活習慣の中で注意が必要なことなどもアドバイスします。1回の指導に対して1つずつテーマを設けお話しする予定です。



詳細については受診時に主治医に御相談ください。